

# 令和5年度 建設業法等研修会

## 経営事項審査

- 1 経過措置の終了（令和5年4月1日※以降から適用）  
建設業の経理の状況の改正に係る経過措置の終了
- 2 施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部の改正に伴う  
技術者コードの変更（令和5年7月1日※以降から適用）
- 3 経営事項審査の主な改正点（令和5年8月14日※以降から適用）
  - (1) 建設キャリアアップシステム（CCUS）の工事現場への設置を加点対象に追加
  - (2) W点からP点（和歌山県の入札参加資格審査でも使用）への換算式の変更
- 4 注意事項・お願い

※ 経営事項審査における審査基準日

# 1 建設業の経理の状況の改正に係る経過措置の終了

審査基準日が令和5年4月1日以降の審査において、経理士試験の合格に加えて講習を受け、登録経理士講習実施機関に登録されていることが要件です。

## W<sub>52</sub>に関する評価基準の改正案

### 改正の概要

W<sub>52</sub> **経理に関して継続的に知識の向上に努めている者**であることを**経営事項審査上の評価要件とすることに見直す**

$$\text{公認会計士等数} = (\text{イの人数} \times 1.0) + (\text{ロの人数} \times 0.4)$$

- イ ~~公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに登録経理試験の1級に合格した者、登録経理士講習実施機関に登録された1級登録経理士。~~
- ロ ~~登録経理試験の2級に合格した者、登録経理士講習実施機関に登録された2級登録経理士。~~

		公認会計士等数					
		136以上	108以上 136未満	72以上 108未満	52以上 72未満	28以上 52未満	28未満
年間平均完成工事高	600億円以上	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
	150億円以上 600億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
	40億円以上 150億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
	10億円以上 40億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	-	-	0
	1億円以上 10億円未満	0.4以上	-	-	-	-	0
	1億円未満	0.4以上	-	-	-	-	0
評点		10点	8点	6点	4点	2点	0点

(テーブルの変更点なし)

※周知期間等も勘案し、本件改正は令和3年4月を予定。

## 改正の概要

W<sub>51</sub> 監査の受審状況における経理処理の適正を確認した旨の書類の提出について、経理に関して継続的に知識の向上に努めている者を適正を確認できる者とすることに見直す

監査の受審状況	評点
会計監査人の受審状況	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
無	0

経理処理の適正を確認できる者を、下記イに該当する者とする

- イ ~~公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに登録経理試験の1級に合格した者、登録経理士講習実施機関~~  
に登録された1級登録経理士。

※周知期間等も勘案し、本件改正は令和3年4月を予定。

▶対象となる経理士（建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ロ、ハ、ニ）

- 1 登録経理士試験（略）に合格した者であって合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの
- 2 登録経理講習（略）を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの

3 国土交通大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に必要な知識を有すると認める者

▶具体的には...

（国土交通省告示第1060号「建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ニの同号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると求める者を定める告示」）

ア 令和5年3月31日までの間に限り、平成29年3月31日以前に登録経理士試験に合格したもの **終了**

イ 登録経理士試験に合格した者を対象に当該者の知識の向上を目的として （一財）建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの

# 受講対象者・講習受講の目安

登録経理試験 1級・2級合格者

登録経理試験年度	合格証明書記載の合格年月日	経営事項審査における登録経理試験有効期限	建設業経理士CPD講習受講の目安
～平成29年度 (上期試験まで)	～平成29年11月まで	令和5年3月末	令和5年4月1日以降に経営事項審査で加点されるためには、 <b>令和5年3月31日</b> までに講習の受講(合格)をお勧めします。 ※1・2
平成29年度 (下期試験)	平成30年5月	令和6年3月末	令和6年4月1日以降に経営事項審査で加点されるためには、令和6年3月31日までに講習の受講(合格)をお勧めします。 ※1
平成30年度 (上期試験)	平成30年11月		
平成30年度 (下期試験)	令和元年5月	令和7年3月末	令和7年4月1日以降に経営事項審査で加点されるためには、令和7年3月31日までに講習の受講(合格)をお勧めします。 ※1
平成31年度 (上期試験)	令和元年11月		
平成31年度※令和元年 (下期試験)	令和2年5月	令和8年3月末	令和8年4月1日以降に経営事項審査で加点されるためには、令和8年3月31日までに講習の受講(合格)をお勧めします。 ※1
令和2年度 (上期試験)	令和2年11月		
令和2年度 (下期試験)	令和3年5月	令和9年3月末	令和9年4月1日以降に経営事項審査で加点されるためには、令和9年3月31日までに講習の受講(合格)をお勧めします。 ※1
令和3年度 (上期試験)	令和3年11月		
令和3年度 (下期試験)	令和4年5月	令和10年3月末	令和10年4月1日以降に経営事項審査で加点されるためには、令和10年3月31日までに講習の受講(合格)をお勧めします。 ※1

※1:建設業経理検定資格自体には有効期限はありません。(一度合格すれば生涯有効です)

※2:所属企業の経営事項審査における審査基準日以前の受講修了証が必要となります。

1級・2級登録講習会を受講された方  
(登録経理試験1級・2級合格者)

1級・2級登録講習会 受講年度	経営事項審査における 「1・2級登録講習会」有効期限	建設業経理士CPD講習受講の目安
～平成29年度	令和5年3月31日までを審査基準日とする経営事項審査において評価対象	令和5年4月1日以降に経営事項審査で加点対象となるためには、左記日付までに講習の受講(合格)をお勧めします。
平成30年度	令和6年3月31日までを審査基準日とする経営事項審査において評価対象	令和6年4月1日以降に経営事項審査で加点対象となるためには、左記日付までに講習の受講(合格)をお勧めします。
平成31年度 (令和元年度)	令和7年3月31日までを審査基準日とする経営事項審査において評価対象	令和7年4月1日以降に経営事項審査で加点対象となるためには、左記日付までに講習の受講(合格)をお勧めします。
令和2年度	令和8年3月31日までを審査基準日とする経営事項審査において評価対象	令和8年4月1日以降に経営事項審査で加点対象となるためには、左記日付までに講習の受講(合格)をお勧めします。
令和3年度	令和9年3月31日までを審査基準日とする経営事項審査において評価対象	令和9年4月1日以降に経営事項審査で加点対象となるためには、左記日付までに講習の受講(合格)をお勧めします。

## お問い合わせ

一般財団法人  
建設業振興基金

建設業経理士CPD講習受付センター

TEL : 0570-018-081 FAX : 0570-038-096

お問い合わせ対応時間 : 9:00～12:00/13:00～17:00(土日・祝日を除く)

<https://kssc-keiri.com>

建設業経理士 CPD



## 2 施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部の改正に伴う技術者コードの変更



### 実務経験による技術者資格要件の見直し(一般建設業許可の営業所専任技術者等の要件緩和)

- 一般建設業の許可を受けるには、営業所毎に専任の技術者の配置が求められています。
- 今般、技術検定合格者を指定学科卒業者と同等(1級1次合格者を大学指定学科卒業者と同等、2級1次合格者を高校指定学科卒業者と同等)とみなし、第一次検定合格後に一定期間(指定学科卒と同等)の実務経験を有する者が当該専任技術者として認められることとなりました。(指定建設業と電気通信工事業は除く)
- また、特定建設業許可の営業所専任技術者要件※、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者※も同様の扱いとなります。※指定建設業は除く

#### (改正前)

学 歴	実務経験
大学、短大等(指定学科)	卒業後 3年
高等学校(指定学科)	卒業後 5年
上記以外	10年



#### (改正後)

学 歴 等		実務経験
学 歴	大学、短大等(指定学科)	卒業後 3年
	高等学校(指定学科)	卒業後 5年
技士補 技士	1級1次検定合格(対応種目)	合格後 3年*
	2級1次検定合格(対応種目)	合格後 5年*
上記以外		10年

\*指定建設業と電気通信工事業を除く

#### ○技術検定種目と対応する指定学科

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

#### 〈機械器具設置工事業における例(改正前後の比較)※〉

(改正前)

建築学、機械工学、電気工学に関する学科(指定学科)の卒業生以外は10年の実務経験が必要

(改正後)

指定学科の卒業生以外であっても、  
建築・電気工事・管工事施工管理技術検定(第一次検定)の合格により、合格後3年(1級)又は5年(2級)に短縮可能

※一般建設業許可の専任技術者または主任技術者の場合







### ③(1) 建設キャリアアップシステム（CCUS）の工事現場への設置を加点対象に追加

#### 審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本国内以外の工事</li> <li>② 建設業法施行令で定める軽微な工事</li> <li>③ 災害応急工事</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>[ 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事</li> <li>建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事 ]</li> <li>[ 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 ]</li> </ul> |
|---|--|

#### 該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

#### ※直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システム (<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>) により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 <b>民間工事を含む全ての建設工事</b> で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 <b>全ての公共工事</b> で該当措置を実施した場合	10

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

(注) 点数はW点。P点に換算すると19点又は13点。

**Step.1**  
情報の登録・登録料の支払  
(技能者の方)

**技能者**

- 必須情報(簡略型・詳細型)
  - ・本人情報  
(住所、氏名、生年月日、性別、国籍等)
  - ・所属事業者名、職種
  - ・社会保険加入状況、建退共加入状況 等
- 推奨情報(詳細型のみ)
  - ・労使保険特別加入
  - ・保有資格、研修受講履歴、表彰
  - ・健康診断受診歴 等

☆**下請事業者の方**

**Step.1**  
情報の登録・登録料の支払

**事業者**  
下請

- ・商号、所在地
- ・建設業許可情報
- ・資本金、業種等
- ・社会保険加入状況 等

技能者と所属事業者の関連付け

☆**元請事業者の方**

**Step.1**  
情報の登録・登録料の支払

**事業者**  
元請

- ・商号、所在地
- ・建設業許可情報
- ・資本金、業種等
- ・社会保険加入状況 等

**Step.3**  
現場の登録

元請事業者として現場を開設する事業者の方は、現場を開設する際に現場・契約情報を登録

- ・現場名
- ・工事内容 等

**Step.2**  
カードの取得



**Step.5**  
就業履歴の蓄積



元請事業者の方は現場にカードリーダーを設置



**Step.6**  
経験の見える化

いつ、どの現場で、どの職種で、どの立場(職長など)で働いたのか、日々の就業実績として電子的に記録・蓄積されます



# 問い合わせ先 一般財団法人建設業振興基金

建設キャリアアップシステム  
登録申請書・手引・コード表について  
のお問い合わせ先

建設キャリアアップシステム  
お問い合わせフォーム

[https://www.ccus.jp/  
contact#ContactAddForm](https://www.ccus.jp/contact#ContactAddForm)



### ③(2) W点からP点への換算式を改訂

## (1) 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

- 現行の「労働福祉の状況(W1)」、「若年の技術者及び技能者の育成及び確保の状況(W9)」及び「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W10)」に新設した「ワーク・ライフバランスに関する取組の状況」「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」をあわせ、新たに「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」として評価することとした。
- また、「建設機械の保有状況(W7)」及び「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況(W8)」の加点対象を拡大・追加することとした。

【改正前】		【改正後】	
項目	評点(最大)	項目	評点(最大)
W1 労働福祉の状況	(45)	W1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	(77)
①雇用保険の加入状況	-40	①雇用保険の加入状況	-40
②健康保険の加入状況	-40	②健康保険の加入状況	-40
③厚生年金保険の加入状況	-40	③厚生年金保険の加入状況	-40
④建退共の加入状況	15	④建退共の加入状況	15
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15
⑥法廷外労災制度の加入状況	15	⑥法廷外労災制度の加入状況	15
		⑦若年技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2
		⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10
		⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5
		⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15
			<b>新設</b>
W2 建設業の営業年数	60	W2 建設業の営業年数	60
W3 防災活動への貢献の状況	20	W3 防災活動への貢献の状況	20
W4 法令順守の状況	-30	W4 法令順守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30	W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25	W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (災害復旧工事で活用される代表的な6機種について加点)	15	W7 建設機械の保有状況 (既存の6機種の外に加点対象を拡大) →	15
		<b>拡大</b>	
W8 国際標準化機構が定めた規格による登録状況	(10)	W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況	(10)
①ISO9001	5	①品質管理に関する取組(ISO9001)	5
②ISO14001	5	②環境配慮に関する取組 (ISO14001、エコアクション21) →	5
		<b>追加</b>	(EA21は3点)
W9 若年技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2		
W10 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10		
合計(最高点)	217	合計(最高点)	237

Wの素点が大きく増加することから、総合評定値P点への換算式を変更。(詳細は(1)-3参照)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">現行</div> $\frac{1,900}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.32%)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">             施行日(令和5年1月)以降  <small>※WLBに関する取組(最大5点)が審査項目に追加</small> </div> $\frac{1,900}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.59%)	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">             CCUSの導入状況の審査項目追加後  <small>※CCUS導入に関する取組(最大15点)が審査項目に追加</small> </div> $\frac{1,750}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.40%) <small>※現行を維持した場合のウェイト: 15.44%</small>
---	---	---

### 係数変更による影響例

	2023/3期		2024/3期
W点の合計値	100	係数の変更 	100
(W)	950		875
(P)への換算値	142.5		131.25

$\left. \begin{matrix} \times \frac{1900}{200} \\ \times 0.15 \end{matrix} \right\}$  (2023/3期)     
  $\left. \begin{matrix} \times \frac{1750}{200} \\ \times 0.15 \end{matrix} \right\}$  (2024/3期)

- W点の変更がなかった場合を仮定 (W点各項目合計100点)
- 新設されるW1-⑨、⑩による加点がなかった場合には、P点は、約11.25点下がることとなる。

参考 現行のP点(総合点)への換算式

$$(W) = W\text{点項目ごとの合計点数} \times \text{係数} \frac{1900}{200}$$

$$(P) = (X1) \times 0.25 + (X2) \times 0.15 + (Y) \times 0.20 + (Z) \times 0.25 + (W) \times 0.15$$

### 経審結果シミュレーションソフト配布場所【無料】

◇ 一般財団法人建設業情報管理センター <http://www.ciic.or.jp/analysis/soft/keishinplus/>

◇ ワイズ公共データ株式会社 [http://www.wise-pds.jp/support/download\\_system\\_ez.htm](http://www.wise-pds.jp/support/download_system_ez.htm)

## 4 注意事項・お願い

### (1) ダンプについて

	法令根拠	機種	検査方法
現在の加点対象	安衛法施行令	ショベル系掘削機	特定自主検査
		ブルドーザー	
		トラクターショベル	
		モーターグレーダー	
	移動式クレーン(つり上げ荷重3t以上)	製造時検査又は性能検査	
ダンプ規制法	大型ダンプ(土砂の運搬が可能な最大積載量5以上)	自動車検査	
追加される建設機械	道路運送車両法	<b>ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)</b> 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」	自動車検査
	安衛法施行令	締固め用機械	特定自主検査
		解体用機械	
		高所作業車(作業床の高さ2m以上)	



所謂「土砂禁ダンプ」は  
加点対象外

## (2) 定期経審の申込について

- ・ 各種証明書等の更新・入手は期限に余裕をもってご準備ください。
- ・ 定期申請の申し込み時期は県のホームページに掲載しております。  
([https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/keisinn\\_top\\_d/fil/R05\\_keishin\\_nittei.pdf](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/keisinn_top_d/fil/R05_keishin_nittei.pdf))
- ・ 万が一、定期経審の時期に申請が間に合わない場合は、**必ず、建設部又は技術調査課担当者あてご連絡をお願いします。**



# 令和5年度 建設業法等研修会 経営事項審査

ご清聴いただきありがとうございました



和歌山県技術調査課 建設業班

TEL : 073-441-3064 FAX : 073-428-1810

MAIL : e0811004@pref.wakayama.lg.jp